

発議第 1 号

日南町いきいき定住促進条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 29 年 1 月 20 日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本 芳昭

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例

日南町いきいき定住促進条例（平成 14 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第 2 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 町内に居住する新規学卒者、及び本町に転入した <u>60 歳未満の者が町内又は通勤できる町外の事業所等に就労して 3 年を経過したとき、定住奨励金を交付する。</u></p> <hr/> <p>(4) <u>町内に住所を有し居住する世帯に、転入し同居した者及び同一敷地内に転入した 50 歳未満の者又は町内に居住する世帯に同居する新規学卒者で 1 年経過したとき、同居奨励金を交付する。</u></p> <p>(5) <u>第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当した者が、その該当事由発生前 1 年、発生後 2 年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付する。</u> また、第 3 号に該当する者が、その該当事由発生前 4 年、発生後 2 年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付す</p>	<p>(事業)</p> <p>第 2 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 町内に居住する新規学卒者、及び本町に転入した <u>50 歳未満の者が町内又は通勤できる町外の事業所等に就労して 3 年を経過したとき、定住奨励金を交付する。</u> <u>ただし、町民税納税者又は、町民税納税世帯の世帯員に限り交付する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>第 1 号及び 2 号</u> に該当した者が、その該当事由発生前 1 年、発生後 2 年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付する。 また、第 3 号に該当する者が、その該当事由発生前 4 年、発生後 2 年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付す</p>

る。

(6) (略)

(奨励金等の額)

第3条 前条に規定する奨励金等の額は、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 (略)

2 前項の交付申請は、奨励金等の交付要件が満たされてから1年以内に行わなければならない。

(奨励金等の返還)

第6条 (略)

2 町長は、第2条第4号に規定する補助金を受けた者が該当事由発生から1年以内に町外に転出したときは、その者から金額の全部を返還させるものとする。ただし、町長が特に相当の理由があると認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

3 町長は、第2条第5号に規定する補助金を受けた者が該当事由発生から3年以内に町外に転出したときは、その者から金額の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、町長が特に相当の理由があると認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

4 前2項に規定する返還の額は、別表2のとおりとする。

(奨励金等の不交付)

第7条 町長は、本人又は世帯員が、町税の納付その他、町に対する債務の履行を遅滞している場合には、第5条の規定により奨励金等の支給要件に該当しても、交付しないことができる。

(1) (削除)

(2) (削除)

別表1(第3条関係)

奨励金等の名称	奨励金等の額	摘要
---------	--------	----

る。

(5) (略)

(奨励金等の額)

第3条 前条に規定する奨励金等の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 (略)

2 前項の交付申請は、奨励金等の交付要件が満たされてから1年以内に行わなければならない。

(奨励金等の返還)

第6条 (略)

(新設)

2 町長は、第2条第4号に規定する補助金を受けた者が該当事由発生から3年以内に町外に転出したときは、その者から金額の全部又は一部を返還させるものとする。____

3 前項に規定する返還の額は、別表2のとおりとする。

(奨励金等の不交付)

第7条 町長は、次に掲げる場合_____
_____には、第5条の規定により奨励金等の支給要件に該当しても、交付しないことができる。

(1) 本人又は世帯員が、町税等を滞納している
場合。

(2) 本人又は世帯員が、前条の規定に抵触したことがある場合。

別表第1(第3条関係)

奨励金等の名称	奨励金等の額	摘要
---------	--------	----

結婚祝金	30,000 円	条例第 2 条第 1 号 関係
出産祝金	30,000 円 (第 1 子)	〃 第 2 号 関係
	50,000 円 (第 2 子)	
	70,000 円 (第 3 子以 降)	
定住奨励金	100,000 円 + 世帯員 1 人あたり 50,000 円	〃 第 3 号 関係
同居奨励金	100,000 円	〃 第 4 号 関係
住宅__補助 金	300,000 円以内 500,000 円以内 (空き 家情報活用制度登録物 件)	〃 第 5 号 関係
	1,000,000 円以内 (新 築)	

別表__2(第 6 条関係)

奨励金等の名称	1 年以内	2 年以内	3 年以内
同居奨励金	全額	二	二
住宅補助金	全額	2/3	1/3

100 円以下は切り捨て。

結婚祝金	30,000 円	条例第 2 条第 1 号 関係
出産祝金	20,000 円	〃 第 2 号 関係
定住奨励金	100,000 円	〃 第 3 号 関係
住宅等補助 金	300,000 円以内	〃 第 4 号 関係

別表第 2(第 6 条関係)

名称	1 年以内	2 年以内	3 年以内
住宅補助金	全額	2/3	1/3

100 円以下は切り捨て。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日南町いきいき定住促進条例(平成 14 年条例第 21 号)の規定は、この条例の施行の日以後に第 2 条第 1 項各号に定める該当事由が発生した奨励金等について適用し、同日前に該当事由が発生した奨励金等については、なお従前の例による。

(有効期限)

3 この条例は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

議案第 1 号

日南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止することについて、地方自治法（法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 1 月 20 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

日南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 45 年条例第 19 号）を廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

<p>らかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、別に定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項 _____ の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者 _____ を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除</p>	<p>らかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校 _____ に就学している子のある職員であつて、別に定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子 _____ を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除</p>
---	---

く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」

_____と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間 _____

_____内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、日南町職員の給与に関する条例 _____ 第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、

前項中

「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇 _____ とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの _____ の介護をするため、 _____

_____勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

<p>(介護時間)</p> <p>第 15 条の 2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、日南町職員の給与に関する条例第 12 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、同条例第 16 条第 1 項に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。</u> <u>（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）</u></p> <p>第 16 条 <u>病気休暇、特別休暇（別に定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、別に定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇 _____ の承認)</p> <p>第 16 条 <u>病気休暇、特別休暇（別に定めるものを除く。）及び介護休暇 _____ については、別に定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

第 2 条 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第 8 条の 2 任命権者は、次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する<u>養子縁組里親</u>である職員に委託されている児童 _____</p> <p>_____ その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第 8 条の 2 任命権者は、次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する<u>里親 _____</u>である職員に委託されている児童のうち、当該職員が<u>養子縁組によって養親となることを希望している者</u>その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合</p>

<p>には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期過程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、別に定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童</p> <p>_____その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期過程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、別に定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親_____である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 日南町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達す</u></p>

第2条第1項に規定する子をい
う。以下同じ。)が1歳6か月に
達する日(第2条の3第3号にお
いて「1歳6か月到達日」とい
う。)までに、その任期(任期が
更新される場合にあつては、更新
後のもの)が満了すること及び特
定職に引き続き採用されないこと
が明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ 第2条の2第3号に掲げる場合に該
当する非常勤職員(その養育する子が
1歳に達する日(以下、この号及び同
条において「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員がす
る育児休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場合にあ
つては、当該末日とされた日)におい
て育児休業をしている非常勤職員に限
る。)

ウ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める
者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例
で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第
164号)第6条の4第2項に規定する養育
里親である職員(児童の親その他の同法第2
7条第4項に規定する者の意に反するた
め、同項の規定により、同法第6条の4第
1項に規定する里親であつて養子縁組によ
つて養親となることを希望している者として
当該児童を委託することができない職員に限
る。)に同法第27条第1項第3号の規定
により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める
日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で
定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子
を養育するため、非常勤職員が当該子の1
歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が
前号に掲げる場合に該当してする育児休業
又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げ
る場合若しくはこれに相当する場合に該当
してする地方等育児休業の期間の末日とさ
れた日が当該子の1歳到達日後である場合
にあつては、当該末日とされた日(当該育

る日(以下「1歳到達日」とい
う。)を超えて特定職に引き続き在
職することが見込まれる非常勤職員
(当該子の1歳到達日から1年を経
過するまでの間に、その任期が満了
し、かつ、当該任期が更新されない
こと及び特定職に引き続き採用され
ないことが明らかである非常勤職員
を除く。)

(ウ) (略)

イ 次条第3号 に掲げる場合に該
当する非常勤職員(その養育する子の
1歳到達日

(当該子について当該非常勤職員がす
る育児休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場合にあ
つては、当該末日とされた日)におい
て育児休業をしている非常勤職員に限
る。)

ウ (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める
日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で
定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子
を養育するため、非常勤職員が当該子の1
歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が
前号に掲げる場合に該当してする育児休業
又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げ
る場合若しくはこれに相当する場合に該当
してする地方等育児休業の期間の末日とさ
れた日が当該子の1歳到達日後である場合
に合つては、当該末日とされた日(当該育

児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日
(当該子の 1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)~(6) (略)

児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日

(当該子の 1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(新設)

(2)~(5) (略)

<p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1項イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33号)第2条から第5条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は__終わりに__において、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認につい</p>	<p>(6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月26日条例第33号)第2条から第5条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は__終わりに__において、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)を承認されている</p> <p>_____職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間_____を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認につい</p>
---	--

いては、任命権者は、別に定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第 3 号

日南町職員定数条例及び日南町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員定数条例及び日南町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 1 月 20 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員定数条例及び日南町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日南町職員定数条例（昭和 34 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第26条第2項の規定に基づき、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第20条第2項の規定に基づき、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正部分は下線の部分である。

第 2 条 日南町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例（昭和 45 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第4項及び行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項又は日南町行政手続条例(平成8年日南町条例第1号)第17条第1項の規定に基づき、議会、選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「公聴会参加者等」という。)の実費弁償に關して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項及び行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項又は日南町行政手続条例(平成8年日南町条例第1号)第17条第1項の規定に基づき、議会、選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「公聴会参加者等」という。)の実費弁償に關して必要な事項を定めるものとする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日南町職員定数条例及び日南町公聴会参加者等の実費弁償に關する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

議案第 4 号

財産の取得について（総合行政用端末購入）

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 1 月 20 日提出

日南町長 増 原 聡

1. 財産の内容 物品
 デスクトップパソコン 130 台
 ノートパソコン 12 台
2. 相手方 鳥取県米子市両三柳 328
 株式会社ケーオウエイ
 代表取締役 小西 慶太
3. 契約金額 6,210,000 円（消費税込）
4. 契約締結の方法 一般競争入札

日南町 セキュリティ強化に伴うネットワーク分離 イメージ図

Ksデータセンター

個人番号利用事務

個人番号関係事務等

インターネット系事務

インターネット

管理サーバー群、
利用事務用共有フォルダ

管理サーバー群、
関係事務用共有フォルダ

管理サーバー群、
ファイル無害化転送システム、
インターネット用共有フォルダ

鳥取県自治体セキュリティクラウド



総合行政システム
サーバ

集約サーバ



個人番号利用事務系業務

LGWAN系業務

インターネット系業務

行政システム

国、県、市町村間のやりとり

民間とのやり取り等

一部専用端末



LGWAN

分離

総合行政用
小型PC

123台

スイッチで切替
同じ画面を使用

既存PC



うち7台

デスクトップから
仮想PCを起動

仮想PC
(1人1台)



既存PC
(行政システムを
使用しないもの)



うち12台

※利用事務系PCの
ログインはICカードと
IDパスワードによる
二要素認証が必要

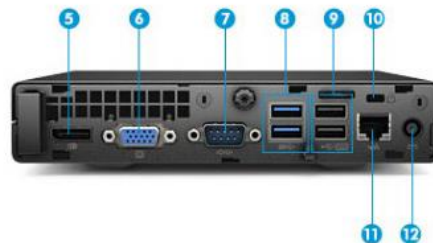
HP ProDesk 400 G2 DM 製品詳細 (デスクトップ 日本ヒューレット・パカード)

特長 [ダイレクトモデル](#) [各部名称](#) [ユーザー様の声](#) [対応オプションリスト \(PDF\)](#)

正面



背面



- 1. ヘッドフォン出力
- 2. マイク入力
- 3. USB 3.0×2
- 4. 電源ボタン

- 5. DisplayPort
- 6. VGAポート
- 7. シリアルポート
- 8. USB 3.0×2
- 9. USB 2.0×2
- 10. セキュリティロックケーブル用スロット
- 11. ネットワークポート (RJ45)
- 12. 電源コネクタ

※ 画像はイメージです。実際の製品とは異なる場合があります。

[トップに戻る](#)

※ キャンペーンモデルはキャンペーン期間中であっても予告なく終了する場合がございます。予めご了承ください。

LIFEBOOK A574/MX 各部名称/外観 (ノートパソコン 富士通)

製品詳細

仕様

各部名称/外観

ノートPC LIFEBOOK
ラインナップ

左側面



右側面



議案第5号

平成28年度日南町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度日南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,690,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年1月20日提出

鳥取県 日南町長 増原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財産収入		74,909	250	75,159
	2 財産売払収入	51,923	250	52,173
18 繰越金		149,743	723	150,466
	1 繰越金	149,743	723	150,466
歳入	合計	6,689,338	973	6,690,311

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		72,622	123	72,745
	1 議会費	72,622	123	72,745
4 衛生費		1,244,435	600	1,245,035
	1 保健衛生費	382,960	600	383,560
6 農林水産業費		1,440,746	250	1,440,996
	2 林業費	491,431	250	491,681
歳 出	合 計	6,689,338	973	6,690,311

平成28年度日南町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 財産収入	74,909	250	75,159
18 繰越金	149,743	723	150,466
歳入合計	6,689,338	973	6,690,311

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	72,622	123	72,745				123
4 衛生費	1,244,435	600	1,245,035				600
6 農林水産業費	1,440,746	250	1,440,996			250	
歳出合計	6,689,338	973	6,690,311			250	723

2 歳入

(款) 15 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 カーボンオフセットクレジット売払収入	605	250	855	1 カーボンオフセットクレジット売払収入	250	カーボンオフセットクレジット売払収入 250
計	51,923	250	52,173			

(款) 18 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	149,743	723	150,466	1 繰越金	723	前年度繰越金 723
計	149,743	723	150,466			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	72,622	123	72,745				123	11 需用費	123	議会活動	123
計	72,622	123	72,745				123				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

4 環境衛生費	292,414	600	293,014				600	19 負担金補助及び交付金	600	環境保全対策事業	600
計	382,960	600	383,560				600				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

2 林業振興費	303,953	250	304,203			250		11 需用費	250	町造林事業	250
計	491,431	250	491,681			250					

平成29年1月 日南町議会臨時会

補正予算説明附属資料

一	一般会計	・・・	1
	議会事務局	・・・	2
	住民課	・・・	2
	農林課	・・・	3

平成 28 年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

01 款 議会費

01 項 議会費

01 目 議会費

議会事務局

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1195 議会活動	補正前の額	72,622	0	0	0	72,622	
	補正額	123	0	0	0	123	
	補正後の額	72,745	0	0	0	72,745	
<p>○ 事業説明 住民に開かれた議会の実現を目指し議会アンケート調査を実施した。その結果報告書印刷費及び年4回発行している議会だよりの充実を図るため増額補正を行う。</p> <p>○ 執行経費 需用費(印刷製本費) 123千円</p>							

04 款 衛生費

01 項 保健衛生費

02 目 環境衛生費

住民課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1393 環境保全対策事業	補正前の額	13,207	0	4,200	1,500	7,507	
	補正額	600	0	0	0	600	
	補正後の額	13,807	0	4,200	1,500	8,107	
<p>○ 事業説明 日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金の申請件数が増えたため増額する。</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金(老朽危険家屋等解体撤去補助金) 300千円×2件 600千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

02 目 林業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1178 町造林事業	補正前の額	106,423	43,455	0	62,968	0	
	補正額	250	0	0	250	0	
	補正後の額	106,673	43,455	0	63,218	0	

○ 事業説明

道の駅におけるカーボン・オフセットクレジット収入を活用して、各種イベントにおいて活用する日南町FSC認証パネルを作成し、道の駅でPR活動を行う。また鳥取県植樹祭会場に説明看板を設置し、広く日南町の森林保全活動を町内外にむけてPRを行う。

○ 執行経費

需用費（日南町FSC認証パネル及び植樹祭会場表示板製作費） 250 千円

○ 財 源

財産収入（カーボンオフセットクレジット売払収入） 250 千円

地域別空き家数と老朽危険家屋等解体撤去補助金の利用状況

H29年1月15日現在

【地域別空き家数】

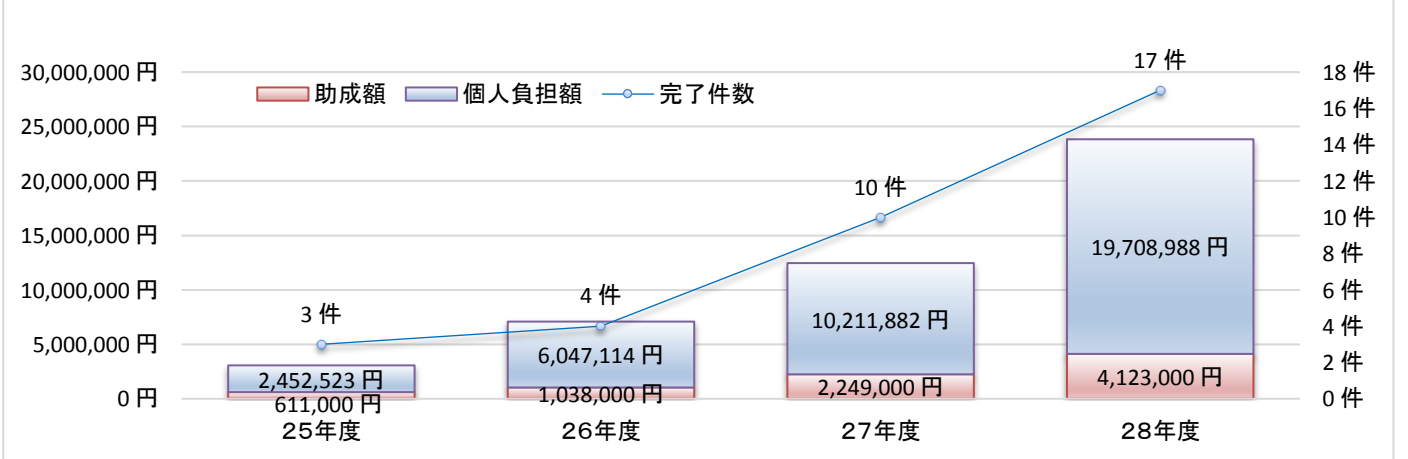
	① ※家屋数	② 空き家数 (今回調査)	(②/①) 空き家率	③ 前回調査	(②-③) 増 減	④ ②の内、 廃屋	④の内、 特定空き 家等	④の内、 住宅に隣接 している空 き家	④の内、 国道沿い にある空き家	④の内、 県道・町道 沿いにある 空き家
日野上	662戸	103戸	15.6%	107戸	△ 4戸	41戸	15戸	21戸	8戸	12戸
山 上	340戸	78戸	22.9%	83戸	△ 5戸	36戸	4戸	10戸	0戸	26戸
阿毘縁	173戸	41戸	23.7%	41戸	0戸	12戸	1戸	5戸	0戸	7戸
大 宮	225戸	48戸	21.3%	40戸	8戸	20戸	3戸	4戸	1戸	15戸
多 里	394戸	90戸	22.8%	77戸	13戸	29戸	8戸	9戸	9戸	11戸
石 見	569戸	77戸	13.5%	80戸	△ 3戸	38戸	10戸	18戸	0戸	20戸
福 栄	244戸	44戸	18.0%	34戸	10戸	29戸	7戸	3戸	0戸	26戸
計	2,607戸	481戸	18.5%	462戸	19戸	205戸	48戸	70戸	18戸	117戸

※家屋数…固定資産税等概要調書(第24表)より

【補助金利用状況】

	完了(申 請)件数	事業費総額(税別)	内、助成額	平均助成額	摘 要
25年度	3 件	3,063,523 円	611,000 円	204,000 円	
26年度	4 件	7,085,114 円	1,038,000 円	260,000 円	
27年度	10 件	12,460,882 円	2,249,000 円	225,000 円	
28年度	17 件	23,831,988 円	4,123,000 円	243,000 円	内、5件に助言・指導文書を送付
計	34 件	46,441,507 円	8,021,000 円	236,000 円	

年度別 事業費・助成額



地域別補助金利用状況

